

ひょうごフィールドパピリオン専門アドバイザー派遣業務 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）を契機に、地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパピリオン（以下、「FP」という。）」を展開してきた。ここから得られた教訓を一過性で終わらせることなく、レガシーとして継承し、持続可能な地域社会を実現するために、FPプログラムの自主的な磨き上げ、FPプログラムの運用をサポートする人材（以下、「サポート人材」という。）の育成、プログラム間の相互連携やそれらを活用した誘客等の取り組みを引き続き実施することが重要である。

このことから、前述の趣旨を踏まえ、プレイヤー等が抱えるプログラム運営等での課題に対し、専門的知見を有する専門アドバイザーを派遣し、課題の整理および解決に向けた具体的な助言・提案を行うことで、各プログラムの魅力向上および持続的な運営の実現を図る。

2 募集概要

(1) 業務名

ひょうごフィールドパピリオン専門アドバイザー派遣業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

期日	内容
5月21日（木）	募集開始
5月27日（水）	質問締め切り
6月1日（月）	質問の回答
6月5日（金）	参加申込書・企画提案書提出締め切り
6月下旬頃	審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（JV）とする。

(1) 単独企業

ア 法人その他の団体又は個人事業主であって、事業を適切に遂行できる能力を有すること。

イ 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

ウ 業務の実施にあたり、兵庫県との打ち合わせ等に適切に対応できること。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
- ②提出書類（6（1）に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ⑤宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ⑥暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

(2) 共同企業体（JV）による参加

ア 全ての構成員が、3（1）ア～エに掲げる要件を満たしていること。

イ いずれかの構成員が 3（1）オに掲げる要件を満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体（JV）の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

ア 配布開始日

令和 8 年 5 月 21 日（木）

イ 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 6）により提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 21 日（木）から 5 月 27 日（水）午後 5 時まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにて事務局に提出

E-mail : chiki shinkou@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「ひょうごフィールドパビリオン専門アドバイザー派遣業務 質問書」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

令和 8 年 6 月 1 日（月）に全ての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で、期限までに回答できない場合、その質問に関する回答のみ後日行う可能性がある。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	参加申込書	1	正本 1 部
イ	会社概要	2	正本 1 部
ウ	役員等に関する調書	3	正本 1 部
エ	参加資格を有していることを証明する書類 ①法人登記簿謄本 ②定款又は寄附行為 ③納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ・兵庫県税務所が発行する県税に係る徴収金の滞納がないことを証明する納税証明書 ※兵庫県の課税実績がない場合は誓約書(様式第 5 号) ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する納税証明書 ※共同企業体で参加の場合は全ての企業分提出すること ④財務諸表（直近 1 ヶ年のもの） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書	— — — —	正本 1 部
	以下は共同企業体で参加の場合のみ		
オ	共同企業体協定書 ※代表構成員に参加申込の権限を付与すること。	任意	写し 1 部
カ	共同企業体届出書	4	正本 1 部

(2) 留意事項

ア 共同企業体（JV）として参加する場合、全ての構成員が、（1）イ～エ①～④に掲げる書類を提出すること。

(3) 提出先

11 に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による（郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る）。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(5) 提出期限

令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
ア	企画提案申込書	7	正本1部 データ要
イ	企画提案書 A4 11枚以内（表紙を除く）	任意	正本1部 副本6部 データ要
ウ	業務実施体制図（指揮系統）	任意	正本1部 副本6部 データ要
エ	業務実施工程表	任意	正本1部 副本6部 データ要
オ	経費積算見積書	任意	正本1部 副本6部 データ要

(2) 留意事項

ア 企画提案書について

- ① 提出する案は、各応募者1提案に限る。
- ② 提出書類イ～オについて、副本には企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- ③ 使用する文字は、12ポイント以上とすること。ただし、注釈はこの限りではない。
- ④ 提出期限後の提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑥ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑦ 提出書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- ⑧ 提出書類について、ページ番号を記載すること。
- ⑨ 企画提案書の作成にあたっては、「ひょうごフィールドパビリオンの展開
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/fieldpavilion-top.html>)」を参考にすること。
- ⑩ 企画提案書は全て片面印刷で作成すること。

(3) 提出先

11に記載の事務局

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにて事務局に提出

※郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで。

(5) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

8 審査

(1) 審査の方法

- ア 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。
- イ 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを求める場合がある。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。
- ウ 8（2）の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。
- エ プロポーザル参加資格を有する提案者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に理解した上で、企画等の構成、アイデア等は優れた内容となっているか。 ・ひょうごフィールドパビリオンの各プログラムの多様な課題に対応できるよう、専門家の分野が幅広く、多数の実績を有しているか。 ・ひょうごフィールドパビリオンの各プログラムの課題を的確に整理し、専門家派遣につなげるための具体的な内容となっているか。 ・最大3回の専門家派遣を有効に活用し、各回の役割や支援内容が明確で、課題解決に向けた段階的な支援として構成されているか。 ・ひょうごフィールドパビリオンの各プレイヤーや専門家等との調整など、業務を円滑に進めるための具体的な運営方法が示されているか 	50
B 実施体制 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に業務が実施できる組織体制や人員配置がとられているか。 ・適切に業務実施できるスケジュールになっているか。 	20
C 類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務について、類似の実績を豊富に有しているか。 	10
D 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った適切な経費になっているか。 	10
E 全体評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的等を正しく理解し、提案内容が仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。 	10
合計		100

(3) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講ずることとする。

ア 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

(1) 選定した契約候補者と兵庫県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議を行う。

(2) 契約金額の支払いについては、原則精算払いとする。

10 その他留意事項

(1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

(2) 契約候補者は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

(3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(4) 業務の全部又は一部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待されるときは、県と協議し、県が承認した範囲の業務で第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(6) 契約候補者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

11 事務局

兵庫県企画部地域振興課 山崎、徳永

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-9010 (直通)

E-mail : chiki-shinkou@pref.hyogo.lg.jp